



US Topics

May 21, 2009

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

■ 目次

FASBがパス・スルー・エンティティおよび非営利事業体のためのFIN 48修正案に対するコメントを募集
FASBがFAS 140およびFIN 46(R)の今後の修正に関する再審議を完了し、説明資料を公表
その他のFASB関連記事
SECがXBRLレポート要件に関する公開セミナー開催を発表

■ FASBがパス・スルー・エンティティおよび非営利事業体のためのFIN 48修正案に対するコメントを募集

米国財務会計基準審議会(FASB)は、FASB職員意見書(FSP)草案 No. FIN 48-d「パス・スルー・エンティティおよび非課税の非営利事業体のための適用ガイダンスおよび非営利事業体のための開示の修正」に対するパブリック・コメント募集を公表しました。この草案は、FASB解釈指針第48号「法人所得税の不確実性に関する会計処理」(FIN 48)のガイダンスの適用方法について、特にパス・スルー・エンティティおよび非課税の非営利事業体に関して提起された多数の質問や懸念に対応することを目的としたものです。2008年12月、FASBは、これらの問題点を検討する時間を設けるために、これらの組織に対するFIN 48の適用期限を延期する決定を行いました。この延期措置によって、パス・スルー・エンティティおよび非営利事業体については、2008年12月15日より後に開始する会計年度の財務諸表からFIN 48が適用されることになりました。

この草案では、タックス・ポジション、税金の属性および関連する事業体のグループの財務諸表の適用範囲が、パス・スルー・エンティティおよび非課税の非営利事業体にどのように適用されるかに関する追加的なガイダンスを示しています。また、非公開企業のためのFIN 48の開示要件を修正して、(1)未認識タックス・ベネフィットの調整表および(2)未認識タックス・ベネフィットが事業体の実効税率に与える潜在的影響の開示を廃止しています。

このFSP案に対するコメント募集は6月17日まで。

▼ このFSP案の全文は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。
http://www.fasb.org/fasb_staff_positions/prop_fsp_fin48-d.pdf

■ FASBがFAS 140およびFIN 46(R)の今後の修正に関する再審議を完了し、説明資料を公表

今週、FASBは2つの基準案の再審議を完了し、2009年6月に最終基準を公表する計画であることを告知しました。それらのうちの一方はFASB解釈指針第46号(R)に含まれる変動持分事業体の連結に関するガイダンスを修正するものです。他方は、企業が金融資産の「認識の中止」が認められる場合を規定するFASB基準書第140号のガイダンスを修正するものです。2009年6月の最終基準の公表の前に(発効は12月決算会社については2010年となる予定)、FASBは間もなく公表される基準のハイレベルな説明を提供する説明資料を公表しました。

▼ この説明資料の全文は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。
http://www.fasb.org/news/051809_fas140_and_fin46r.shtml

■ その他のFASB関連記事

会議の概要: FASBの5月18日の会議では以下の項目についての議論が行われました。(1) リース、(2) 保険契約、(3) FAS 140の適用: 金融資産の譲渡、(4) FIN 46(R)の検討。

<http://www.fasb.org/action/sbd051809.shtml>

次回の公開会議: FASBは5月27日水曜日に会議の開催を予定しています。この会議の詳細については、以下のFASBウェブサイトをご覧ください。

<http://www.fasb.org/calendar/index.shtml>

プロジェクトの更新: FASBは以下のプロジェクトの概要を更新しました。

- 金融商品 - 認識および測定の改善
http://www.fasb.org/project/fi_improvements_to_recognition_and_measurement.shtml
- FAS 133 Implementation C22 – 組込クレジット・デリバティブの適用除外
http://www.fasb.org/project/embedded_credit_derivative.shtml
- FAS 160 の適用範囲の再検討
http://www.fasb.org/project/reconsideration_scope_fas160.shtml

■ SECがXBRLレポート要件に関する公開セミナー開催を発表

米国証券取引委員会(SEC)は、2009年6月10日、財務報告をインタラクティブ・データ(XBRL)を使ってファイリングすることを義務付けた新規則に従う企業および財務諸表作成者を支援するため公開セミナーを実施します。このセミナーでは、当該規則および規則遵守のための技術的要件に関するよくある質問への回答も取り上げます。

▼ このセミナーの詳細については以下のSECウェブサイトをご覧ください。

<http://www.sec.gov/news/press/2009/2009-114.htm>

お問い合わせ: あらた監査法人(ブランド&コミュニケーションズ)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)
電話: 03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2009 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.